

第8号様式（第8条第1項関係）

平成27年 5月 25日

三重県議会議長 中村 進一 様

氏名 藤田 宜三



平成27年度政務活動費に係る収支報告について

三重県政務活動費の交付に関する条例第11条第1項（第3項）の規定により、別紙のとおり平成27年度政務活動費収支報告書を提出します。

21700001

平成27年度 政務活動費收支報告書

氏名 藤田 宜三

- 1 区 分
- 2 報告対象期間
- 3 収 入
- 4 支 出

議員分  
平成27年4月1日 ~ 平成27年4月29日  
政務活動費 180,000円

経 費	支 出 額	内 訳		備 考
		支 出 科 目	支 出 額	
調査研究費	6,580円	旅費	6,580円	
		需用費	0円	
		委託料	0円	
		負担金	0円	
		その他	0円	
研修費	0円	旅費	0円	
		報償費	0円	
		需用費	0円	
		使用料	0円	
		負担金	0円	
		その他	0円	
広聴広報費	75,600円	旅費	0円	
		需用費	75,600円	
		通信運搬費	0円	
		その他	0円	
要請陳情等活動費	0円	旅費	0円	
		需用費	0円	
		その他	0円	
会議費	0円	旅費	0円	
		需用費	0円	
		使用料	0円	
		負担金	0円	
		その他	0円	
資料作成費	0円	需用費	0円	
		手数料	0円	
		その他	0円	
資料購入費	13,602円	図書購入費	0円	
		その他資料購入費	13,602円	
事務所費	47,250円	賃借料	47,250円	
		管理運営費	0円	
		その他	0円	
事務費	0円	需用費	0円	
		通信運搬費	0円	
		その他	0円	
人件費	40,000円	人件費	40,000円	
合 計	183,032円			

5 残 余

△3,032円

21700002

平成27年度4月の政務活動の実施概要報告書

議員名 藤田 宜三

政務活動の主な内容、成果等

1 障がい者政策について

障害者の就労を促進するため県では“ステップアップカフェ”を設置し、彼らの働く姿を県民に知らせると共に、経営者に障がい者の就労に理解を深めていただくための施策を行っている。

東員町に於いても農業を柱に食品加工の企業と連携をし、就業支援につながる計画を進めている。この内容を調査した。障がい者の特性を知り、その可能性を引き出し、流通も含めた企業との連携を図ることの出来るコーディネーターの重要性が明確になった。

2 農業政策

専業農家への聞き取りを行った。  
将来に対する不安がたいへん大きい。専業農家に対する施策が重要になりつつある。  
TPPの問題についても関心が高く、食料自給の点からも熟慮が求められていると感じた。

3. 県政レポートを好評のため増刷し、配布を行った。これまで年に一回の発行であったが回数を増やす方向で検討をしたいと考えている。

## 平成27年度 政務活動費収支報告書における按分の考え方

三重県議会議員  
藤田 宜三

政務活動については、賃貸事務所（鈴鹿市西条6丁目105）を主な活動拠点としている。

なお、「藤田宜三後援会」についても上記賃貸事務所を主な活動拠点としている。

### ○事務所費（賃借料）

事務所費家賃については、政務活動分を1／2（50%）、後援会分を1／2（50%）としている。

### ○人件費

事務所費と同様に、1／2（50%）充当とする。

第10号様式（第9条第1項第2号関係）

## 旅費等支出計算書

(区分：議員分) (経費区分：調査研究費)

旅行者 職氏名	三重県議会議員 藤田 宜三		
用務	障がい者雇用について		
日程	平成27年4月17日 ~ 平成27年4月17日		
行き先	東員町山田		
金額	6,580円		
支出内訳	1 旅費	合計 6,580円	
	運賃等1 4/17-4/17 高速代 鈴鹿 ⇄ 桑名	1,480円	
	自家用車使用1 4/17-4/17 自宅 ⇄ 東員町(30円／km × 70km)	2,100円	
	政務雑費1 4/17-4/17 (3,000円／日 × 1日)	3,000円	
備考			

### 利 用 証 明 書



料金所(自) 鈴鹿  
料金所(至) 桑名

15年 4月17日  
13時44分

通行料金 ￥740-  
(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号  
11041-79121-44584

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-user.jp/>にアクセスして下さい。

### 利 用 証 明 書



料金所(自) 桑名  
料金所(至) 鈴鹿

15年 4月17日  
17時39分

通行料金 ￥740-  
(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号  
11041-79271-47036

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-user.jp/>にアクセスして下さい。

21700005

# 支 出 計 算 書

(区分:議員分) (経費区分:広聴広報費)

職 氏 名	三重県議会議員 藤田 宜三
支 払 年 月 日	平成27年4月28日
金 額	75,600円
支 払 先	中村特殊印刷工業
支 出 内 容	県政レポート印刷代金 Vol.4
備 考	増刷分 5,000部

## 領 収 証

平成27年4月28日

ふじた宜三 後援会 殿

金額				¥	7	5	6	0	0
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---

但 県政レポート印刷代

上記金額正に領収致しました  
本書には消費税が含まれております。

有限会社 中村特殊印刷工業

〒510-0254 三重県鈴鹿市寺家4丁目17-20  
TEL <059>386-0329  
FAX <059>386-0330

内 訳	
1. 現	金
2. 小切手	通込
③ 振	通殺他
4. 手 形	
5. 相	
6. そ の	



21700006



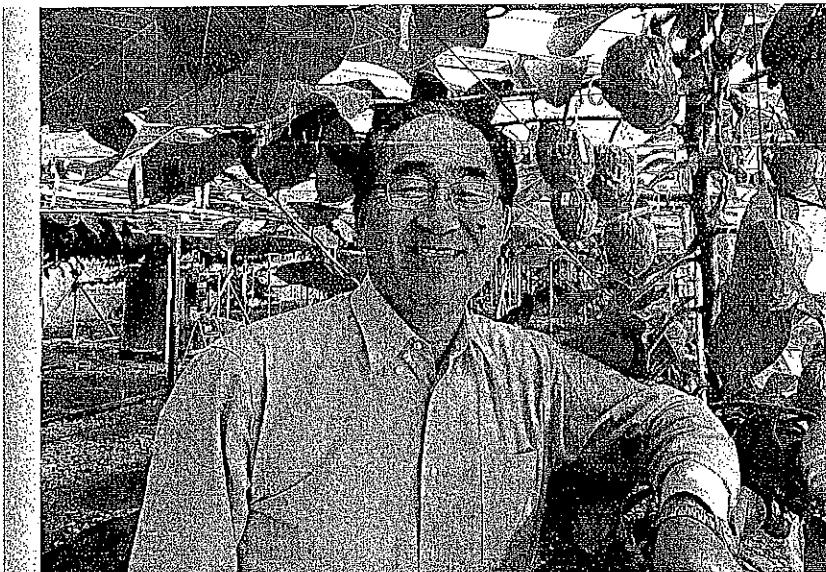
三重県議会議員  
**藤田よしみ**  
県政レポート Vol.4

ふじた宜三事務所 ●〒513-0806 鈴鹿市算所3丁目9-40 TEL:059-384-5858  
fujitayoshimi09@gmail.com FAX:059-384-5502

2015年の新春を迎え皆様におかれでは、自らの思いの実現のため奮闘をされている事と思います。三重県議会におきましても新年度予算の審議を現在進めているところです。

私も、地域で行っている要望聞き取り会や検討会等に於いて、皆様から頂いたご意見の実現に向けて、知事部局に申し入れを行っていきます。

特に、働く人々はもちろんですが、農業も含めた中小・小規模企業を元気にするための対策が急がれています。地方創生の政策が叫ばれていますが、真に地方に住み、子供を育て、生きていきたいと思う人々が、元気になる施策を、皆さんと共に考え、創っていきたいと思います。



**藤田よしみの ビジョン**

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| ① 防災減災対策の強化    | ④ 農林水産業の強化        |
| ② 住みやすい環境を次世代に | ⑤ 県民の健康と命を守る      |
| ③ 地域経済の活性化     | ⑥ 子どもたちの豊かな未来のために |

**藤田よしみができること**

**1. 地域経済を元気にします**

- ① 地域に根付いた中小企業、小規模企業に光をあて、技術・能力が発揮できるよう取り組みます
- ② 産業振興と若者の定住対策の両立を目指します
- ③ 産業基盤である道路整備などのインフラ整備を進めます

**2. 鈴鹿の西玄関・新名神スマートインターの整備活用を進めます**

- ④ インター周辺に農林水産業と商工業との連携により、新しい鈴鹿の顔づくりに取り組み、若者の定住対策を図ります

**3. 県民の健康と命を守ります**

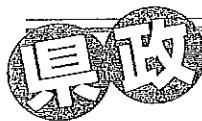
- ⑤ 地域医療・福祉政策の充実のため、地域包括ケアシステムへの提言を行います

**4. 子育てのし易い環境つくりに取り組みます**

- ⑥ 子育ては家庭と地域社会が一緒になって行い、保育所、学童保育などの充実に取り組みます

**5. 県民の安全・安心な暮らしの充実をめざします**

- ⑦ 震災・豪雨水害などへの防災・減災対策の強化に取り組みます
- ⑧ 環境問題に現場目線で取り組みます



# 県政 県と県民を繋ぐ、藤田よしみの報告

## ① 平成26年 三重県議会10大ニュースが発表されました

三重県議会では、毎年、県民の皆さんのご意見も取り入れて「三重県議会10大ニュース」を発表しています。今年も、11月20日から12月4日まで、10大ニュース候補としてリストアップした19項目について県民の皆さんの投票を受け付け、その結果を参考に10大ニュースを選定しました。平成26年の10大ニュースは次の10項目です。

- 「みえ現場de県議会」を開催(2月、11月)
- 三重県食の安全・安心の確保に関する条例(議員提出条例)の改正(3月)
- 政務活動費を減額(3月)
- 本会議、委員会等へのタブレット端末等の持込みに関する申し合わせを決定(3月)
- 「みえ県議会だより」のデータ放送を開始(4月)
- 議員の定数、選挙区等の見直しに関する条例の改正(5月)
- 「障がい者雇用促進調査特別委員会」を設置(5月)
- 三重県議会が議会改革度調査で第1位(6月)
- 「みえ高校生県議会」を開催(8月)
- 台風11号による被害への対応(9月)

## ② 三重県が世界最大サイトと連携し、三重の名所を海外へ紹介



訪日する外国人旅行者を県内観光施設に呼び込むため、県は新年度から、45か国、28言語に対応した世界最大の旅行口コミサイト「トリップアドバイザー」の運営会社と連携し、県内観光名所や飲食店、宿泊施設などに関する投稿を増加させ、施設情報を充実させるしくみを作ります。トリップアドバイザーの旅行口コミサイトを参考にする旅行者は多く、高い評価を得ている施設は利用が増えているそうです。

日頃から、三重県のホームページで、「もっと県内の特産品や観光スポットなどを、外国人観光者にアピールして欲しい」と、ご要望を伺っており、ご期待頂きたいと思います。

## ③ 本会議では、「儲かる農業」を一般質問

9月22日

水田農業の方向性や野菜、茶などの園芸作物の振興策、地元の農林水産資源を活用する「みえフードイノベーション」の実績や研究機関の関わり方に関する考えを聞きました。

また、みえライフイノベーション総合特区の現状と、日常生活自立支援事業の専門員拡充に対する考えを尋ねました。

県が、儲かる農業をめざして、生産・加工・流通を含めた6次産業化を進めるために、生産基盤の充実や販路拡大、後継者育成などの支援に地域や関係団体と連携して取り組み、試験研究機関とも、新品種育成や新技術開発で支援するよう活動していきます。



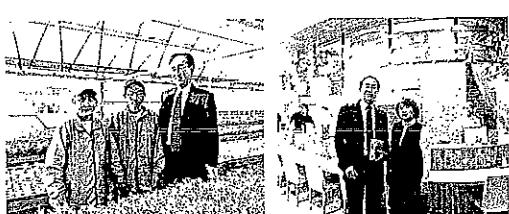
## ④ 障害者カフェ「Cotti菜」が三重県総合文化センターに開店

12月24日オープン

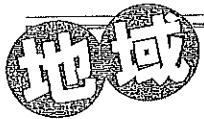
県が産業界や労働界と連携し、障害者の雇用促進を目的として設立したカフェ「Cotti菜」が12月24日、県総合文化センターにオープンしました。

鈴鹿市の社会福祉法人「朋友」に運営を委託し、身体・知的・精神障害者8人が職員とともに接客や調理を担当しています。

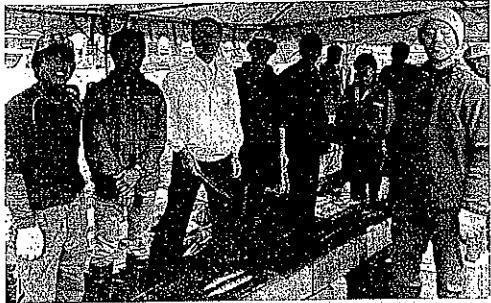
鈴鹿の「わか菜の杜」で水耕栽培された新鮮な採れたて野菜も使用されており、サラダバーやスムージーも好評です。



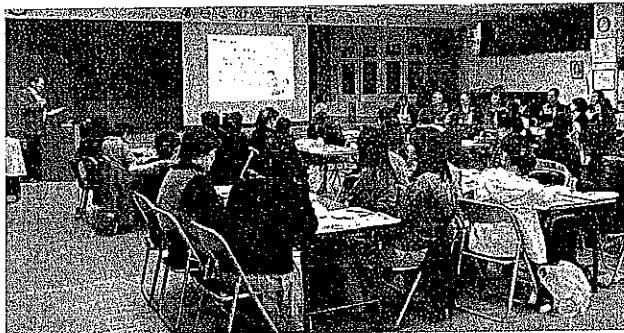
21700008



## 鈴鹿市での活動報告



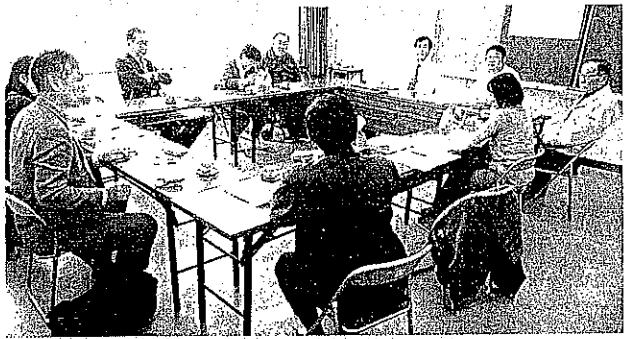
鈴鹿市の小児救急を24時間体制に! 地域医療の現状報告と共に、医師、消防署職員、市職員の皆さんからのご協力を得て、地域医療フォーラムを開催しました。第一さくら幼稚園にて、48名の参加を頂きました。(11月24日)



秋の集いには、雨天にもかかわらず、たくさんの皆さんの応援を頂きました。復興支援として、「女川町の秋刀魚を食べる会」を開催。集まった義援金は女川駅の復旧を祝い、駅前記念樹の植栽費の一部として使って頂く計画です。  
(11月29日)

### 薬用食物プロジェクト

国の援助で薬用植物の生産を増やし、商品開発、販売促進、利用拡大を目指して、県の試験場、医療科学大学、JA、身体障害者雇用企業と取り組んでいます。



鈴鹿市の観光資源であるモータースポーツ、地場産品、神社仏閣、伝統工芸、景観などは、沢山の媒体から発信されていますが、何より地元民の知識や誇りある語りが必要と考えます。従事されている皆さんから、伝えたいこと、アピールしたいことをお教え頂き、理解を深めて地元のお役に立ちたいと活動しています。



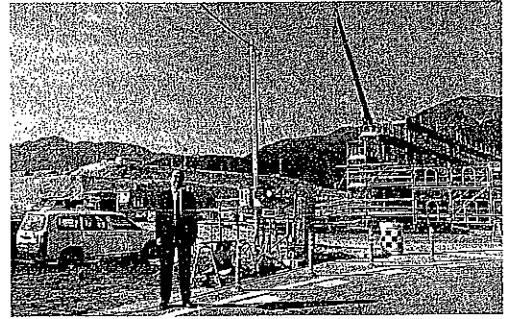
### 獣害対策

各地で、集落ぐるみの獣害対策が実施されています。現場に赴き、県の獣害対策課の被害対策班と捕獲管理班の説明だけでなく、要望を県に伝え、問題解決に取り組んでいます。

岸田地区老人会の恒例「蕎麦の会」を訪問。地域の皆さんから、県政に対する多くのご意見をうかがい、使命感を強く感じました。(12月6日)



新名神のPA周辺の工事が進行しています。皆さんからご要望を多く頂いている鈴鹿の生産物を紹介する場所の提供に力を入れて参ります。





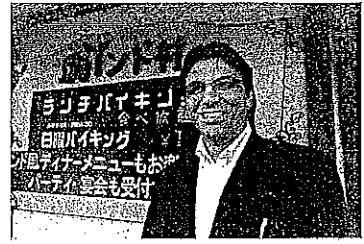
鈴鹿市物産協会副会長  
大徳屋長久 竹口久兵衛さん

物産協会をもっと表にしてください。



ファーム田中 代表 田中明宏さん

脱サラして親の農業を継承して4年が経ちました。石薬師のひのなを広める会を設立し活動しています。県内産の塩を使って、酢の醸造企業との連携でドレッシングを作っています。六次産業化の為に新しい商品開発に支援を頂きたいです。



(有)シャルマジャパン  
代表取締役 シャルマ ディラジさん

鈴鹿の景気を良くして欲しいです。市内の製造業が好調だと、私たち飲食店も繁盛します。



清水清三郎商店(株)  
社長 清水慎一郎さん

政策や制度など、単年度で切るのではなく、継続的な三重県の研究体制を一貫してやってください。



秀香園 社長 森沢秀雄さん

農業の活性化と地域を盛り上げる為、イベントが出来るような集客力のある場所に屋根のある施設を作って頂きたいですね。間伐材を活用した施設も良いと思います。

## 藤田よしみ 県政に 求めたし

藤田よしみは、日々、地元の皆さん  
一つ一つ着実に取り組  
たくさんのお声を



(有)クボタピッグファーム  
窪田陽平さん

県がやっている「美し国おこし事業」のパートナーグループに参加しています。養豚協会からは排水浄化設備の補助をお願いしています。メタンガス設備にしても規模やメンテナンスの問題があります。その他、防疫、糞尿処理など課題の相談に乗ってください。



(有)新星食品  
伊勢志ぐれ煮  
田中博之さん

県議の声が治って良かった。先生は親しみやすい人柄ですね。地元産を地元の商工会議所だけでなく、県として広めてもらいたいです。鈴鹿ベジタブル㈱では、新しい農産物で地域おこしをやっているのですが、応援をお願いします。



杉野農園 代表 杉野吉彦さん

TPPなど考えると先が読めません。国産野菜や米を使用して、世界遺産になった和食を日本人がもっと食べて欲しいと思います。担い手の育成も課題です。また、鳥獣害対策もお願いします。



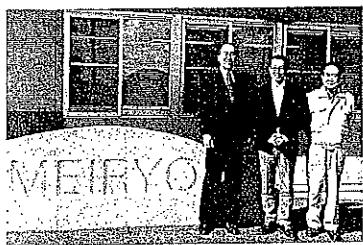
三浦製茶 三浦眞一さん  
奥様の聖子さん

事業を始める時、法人・組合でないと借入が出来ません。小規模事業者が六次産業化に挑戦しやすいような制度改革の検討をお願いします。また、福祉の方も力を入れて頂きますようよろしくお願いします。



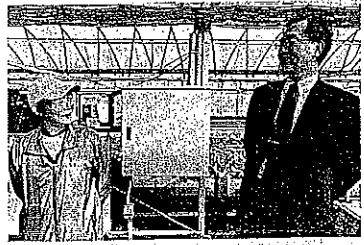
鈴鹿市在住 市川淑子さん

藤田さんは心やすく、気さくで、いいです。



(株)明菱 専務取締役 柴田文英さん  
取締役本部長 野村和宏さん

社員とその家族が、充実した生活が送れるように、子育てや介護などの更なる施策の充実を、県政に期待しています。



わか菜の杜 浅井啓子さん

このたび、ステップアップカフェを立ち上げました。県のほうに売らせて頂いております。ご支援よろしくお願いします。



八木医院 院長 八木秀行さん

地域医療ビジョンの策定にあたり、地域の状況に合わせた必要ベッド数やリハビリ病床、終末のホスピスなど、地域医療の研究をしてもらいたいです。



んに学ばせて頂いております。  
んでまいりますので、  
お聞かせください。



椿大神社  
芝博一さんの奥様 芝 信子さん

若いお母さんが働くのに、子供を預かってもらうところを充実して働きやすい社会にして欲しいです。



スイートぽたけ 吉川文さん

市も県も小規模多品目の生産者には応援してくれません。給付金も後取りですし、市に就農給付金は出せないと言われました。是非考えて頂きたいです。



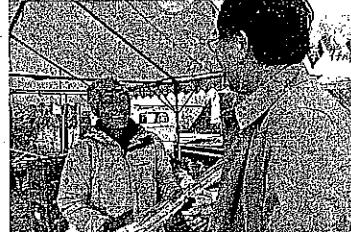
学校法人 ひかり学園  
理事長 服部高明さん

預かり保育を充実させるとか、政策的な意思表示をして頂き、私学助成をして頂きたいです。教育という観点で考えてください。



矢田しいたけ園  
社長 矢田邦昭さん

地域農業の可能性を信じ、発展させるため、もっと県政の情報をもらいたいです。



イチバリキファーム  
本郷一馬さん

六次産業事業化の市の支援はどうなっていますか?市の学校給食も規格が細かいので、少し考慮をお願いします。



鈴鹿市議会議員  
大窪 博さん

日頃、鈴鹿市がかかえる課題について県議と共に話し合っています。県議には、地元の為に一生懸命行動してもらっています。

岸田地区元自治会長  
鴨田 隆さん

県議の地元は、土地柄おとなしい人が多いですが、恐れず、積極的にPRしていくといけないでしょ。



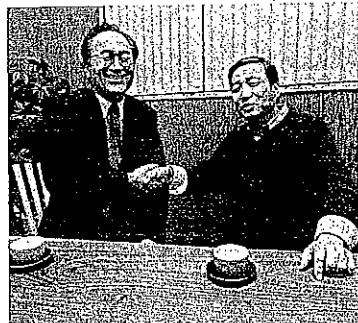
抹茶かあさん本舗  
代表 市川 晃さん

鈴鹿市のお茶は、全国第3位の三重県において最大のお茶の産地です。このお茶の将来像と共に考えてください。



杉村園芸 代表 杉村秋治さん

売り方について支援してもらいたいですね。それと出荷規格について課題もあり、相談したいです。



(有)飯田商事  
代表取締役 木原敏彦さん

県は頑張っていると思います。國から來た人も満足して帰っています。しかし、制度疲労を起しているところもあります。不動産企業として考へるに、景気は車社会が牽引役をしていると同じに、建築も牽引的な面があります。諸外国は消費税5%がせいぜいでですが、8%の住宅負担は拙速だと思います。貧しい人にウエイトがかからない累進課税が望ましいと思います。もっと勉強して欲しいですね。また、津波マップを出すのなら都市計画も見直さないといけません。政治家が考へても行政が動かないのが問題です。日本の減点法を改めなければなりませんね。



豊田 匠さん

県全体が活性化して、イベントが一杯あればお客様が来てくれて、紹介の機会が増えます。毎回、永く継続して、定着出来るイベントを開催して欲しいです。

豊田雅三さん（お父さん）

三重県の北と南でそれぞれイベントをして、北の産物は南で、南の産物は北で、お互い紹介出来ると広がりが出来ると思います。



永田水産 代表 永田智久さん  
永田浩吉さん（お父さん）

漁師になって13年目になります。父の後を4代目として継いで、仲買を通さず直売所で安く提供しています。海と店が近い前浜物を、沢山獲って販売したいです。しかし、河口堰の影響で漁獲量が減っていますので、是非、対策をお願いします。



(有)川北エッグファーム  
代表取締役 川北始さん

鳥インフルエンザ対策として、ネットを張ってもネズミや野鳥が入ってきます。大手は、最新の設備でその措置をしていますが、中小経営者は、それと同等の対策のために借入が出来ると良いと思います。県は、養鶏王国の他県の情報を収集して、伝えてもらいたいです。また、200万羽の鈴鹿市の鶏は1日200トンの餌を食べます。飼料米などでコストダウンをしていますが、農水省に話して特区にしもらうなど、鶏に限らず考えてもらいたいです。



岸田老人クラブ 会長 田中利一さん

今日は、「蕎麦の会」です。この地域は山間部にありますので、河川がよく切れるし、河川や道路（県道）の整備を県議にお願いしています。



(株)トピア  
代表取締役 佐々木英樹さん

先端技術についての補助、ものづくり助成金の充実、商機を失うことの無いよう建物の開発許可等のスピードアップをお願いします。また知事には、精力的に三重をアピールしてもらっています。今後、更に知事に企業のトップが賛同して、他県の企業を訪問することが出来れば、どのような企業があるか知ってもらい、新規取引のきっかけになると思います。



（株）ささら 代表取締役 大野博司さん  
息子さんの裕介さん

政府の大企業中心の政策は気に入らないですね。農業においても海外へ売り出す施策をお願いします。

21700012



中野農園  
代表 中野博之さん

県の“フードイノベーション課”さんに御世話になっております。黒ニンニクを台湾に輸出するのを支援頂くことになっています。県として、予算や補助金をもう少し取りやすいようにして欲しいです。申請や経過報告についての書類作成や、その後の手続きが大変です。パソコン操作やプレゼンテーションなどは、農業に従事する高齢者は不得手ですので、簡素化をお願いします。



筑波大学 システム情報工学研究科  
博士前期課程 天本涼太さん

鈴鹿出身の大学院生です。獣害対策の研究プロジェクトから、提案をさせて頂いております。県議を通じて、三重県には大学の研究活動のアピールや情報発信の支援をお願いします。



(株)みどりのだいち  
代表取締役 後藤博英さん

農産物直売所は、地域の食の伝導基地です。新しい農産物の食べ方などを紹介するため、体験工房などの施設整備をお願いします。

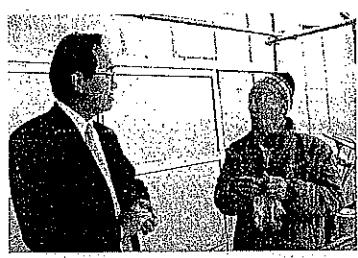


藤田よしみを通じて

県政に

求めたいこと!

藤田よしみは、日々、  
地元の皆さんに学ばせて頂いております。  
一つ一つ着実に取り組んでまいりますので、  
たくさんのお声をお聞かせください。



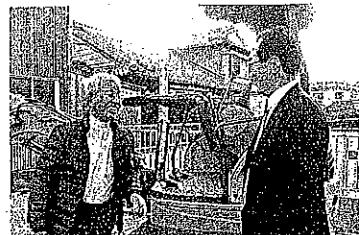
(有)浜本鋳金工業所  
取締役会長 浜本隆弘さん

後継者不足が大きな課題です。中学校の技術の授業内容の充実や、板金工育成に向けて組合でも取り組んでいるが、行政の支援もさらに充実をしてほしい。



スイートぽたけ 稲田久美子さん

藤田県議は小学校の同級生です。今日は橋市に来て頂いて色々話が出来て良かったです。大感激です。



全建総連 鈴鹿建設労働組合  
執行委員長 小林文雄さん

公契約条例と原発問題、是非お願いします。



中尾畜産 中尾教昭さん

子牛の供給体制の整備、後継者間の情報交換の場の設置、輸出に対応できる屠畜場の近代化を進めて欲しいです。



(株)サンシステム(鈴鹿はなびらたけ工房)  
取締役 酒井和人さん

商品の流通、販売にむけてのバイヤーとのマッチングや、生産技術の改善のための更なる支援をお願いします。



三重県医師会常任理事  
白子クリニック  
院長 二井 栄さん

少子化対策を含めた地域包括ケアシステムを通じて、まちづくりを進めてください。



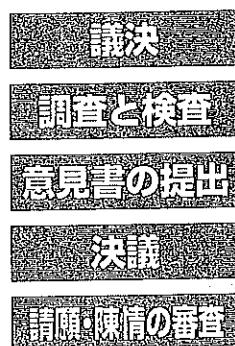
伊勢形紙協同組合  
理事長 林庸生さん 宮崎なつみさん

後継者を育てていかなくてはなりませんので、伝統産業に対する補助を継続してお願いしたいです。

日頃、現場必見と考えてお訪ねし、頂いた要望をもとに、県議会の仕事と役割をしっかりと果たしていきたいと考えております。

### 県議会の仕事と役割

県議会は、法律で多くの仕事（権限）が与えられ、県政の重要なことを審議・決定する大切な役目を持っています。会議の仕事の主なものは次のとおりです。



予算を決めたり、条例を制定、改正、廃止したり、県の重要な事項を決めます。

県の仕事が議会で決めたとおりに進められているか、調査と検査をします。

県民の代表として、県民の福祉や利益になることについて国に意見書を提出します。

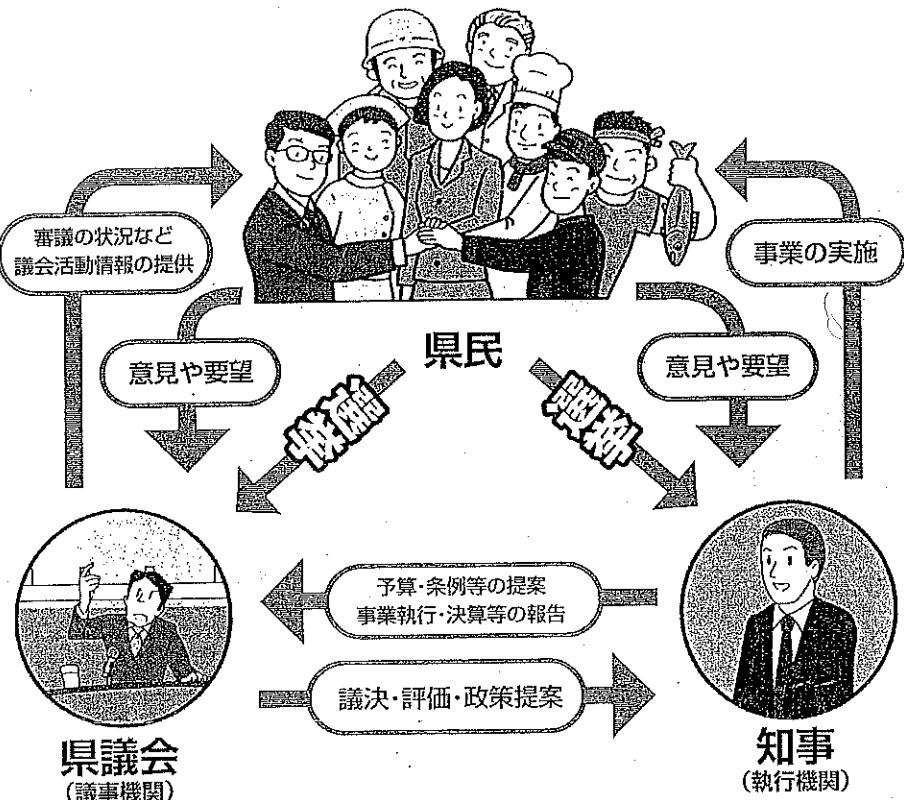
政治・行政に関する課題に対して、議会の意見を表明します。

県民から提出された請願・陳情を審査し、採択された場合は執行機関に送付し、県政への反映を求めます。

### 県議会の役割

県議会は、県民の皆さんから選ばれた県民の代表である「県議会議員」で構成されています。また知事も県民の皆さんから直接選挙で選ばれており、これを「二元代表制」と言います。

県議会は「議事機関」として、県政を進めるうえでの大切な事柄を話し合い、決めていく重要な役割を持っています。県議会で決定されたことを実行するのが知事をはじめとする「執行機関」であり、議事機関である知事が二元代表制のもと、それぞれの役割を担いつつ、より良い県政を進めています。



### パーソナルDATA

■生年月日／1951年5月3日 鈴鹿市生まれ  
■現住所／鈴鹿市花川町217-3  
■家族構成／父 母 息子夫婦 孫3人(8人4世代同居)  
■趣味／読書、散歩 ■身長／183cm

### 経歴

1970年 県立四日市高校卒業  
1974年 国立静岡大学農学部園芸学科卒業  
1981年 農業組合法人「鈴鹿施設花き生産組合」設立  
代表理事組合長となる  
1982年 温泉の掘削着手、湧出に成功し使用開始  
(生産組合としての事業)  
2007年 三重県議会議員選挙に当選

### 藤田よしみプロフィール

**役職**

■歴任した役職／鈴鹿市消防団員として16年間活動  
■現在の役職／鈴鹿商工会議所参与／三重県花植木振興会会長／花の国つくり三重県協議会会長  
2011年 東日本大震災に関する復旧、復興支援特別委員会 委員長  
2012年 総務地域連携専門委員会 委員長  
2013年 戦略企画雇用経済専門委員会 委員長  
四日市港管理組合議会 議員  
2014年 防災県土整備企業専門委員  
四日市港管理組合議会 議員 議会運営委員  
鈴鹿市公契約条例検討協議会 会長

21700014

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 藤田 宜三
支 払 年 月 日	平成27年4月27日
金 額	7,595円
支 払 先	吉井新聞店
支 出 内 容	日経新聞 中日新聞代金
備 考	

21700015

お客様番号 0070672547  
おなまえ フジタヨシヒサ

支		動		支		動		支		動	
取	金	税	金	取	金	税	金	取	金	税	金
*	日	日	日	*	日	日	日	*	日	日	日
*	日	日	日	*	日	日	日	*	日	日	日
*	日	日	日	*	日	日	日	*	日	日	日
*	日	日	日	*	日	日	日	*	日	日	日
*	日	日	日	*	日	日	日	*	日	日	日
*	日	日	日	*	日	日	日	*	日	日	日
*	日	日	日	*	日	日	日	*	日	日	日
*	日	日	日	*	日	日	日	*	日	日	日

支		動		支		動		支		動	
取	金	税	金	取	金	税	金	取	金	税	金
*	日	日	日	*	日	日	日	*	日	日	日
*	日	日	日	*	日	日	日	*	日	日	日
*	日	日	日	*	日	日	日	*	日	日	日
*	日	日	日	*	日	日	日	*	日	日	日
*	日	日	日	*	日	日	日	*	日	日	日
*	日	日	日	*	日	日	日	*	日	日	日
*	日	日	日	*	日	日	日	*	日	日	日
*	日	日	日	*	日	日	日	*	日	日	日

支		動		支		動		支		動	
取	金	税	金	取	金	税	金	取	金	税	金
*	日	日	日	*	日	日	日	*	日	日	日
*	日	日	日	*	日	日	日	*	日	日	日
*	日	日	日	*	日	日	日	*	日	日	日
*	日	日	日	*	日	日	日	*	日	日	日
*	日	日	日	*	日	日	日	*	日	日	日
*	日	日	日	*	日	日	日	*	日	日	日
*	日	日	日	*	日	日	日	*	日	日	日
*	日	日	日	*	日	日	日	*	日	日	日

贈与・利用の際は、記入金額を指定ください。

6665-100

金融機関番号・店舗番号  
貯金種類  
口座番号  
マル優厚優  
分離  
千円 年月日 千円

通帳発行日 27年4月21日  
通帳発行回数 6回

お取引店 鈴鹿農業協同組合  
本店

電話番号 059-384-3111  
通帳発行店 久間田支店  


印紙税法第5条の  
適用により非課税

通帳・キャッシュカードを紛失  
した場合は、下記連絡先まで  
至急ご連絡ください。  
●平日 8:30~17:00  
お取引のJA窓口  
●上記以外  
TEL 059-231-2523

21700016

自動機をご利用の場合  
矢印の方向にお入れください

年 月 日	摘要	お 支 払 金 額	お 振 り 金 額	差 引 高
27-04-21				
27-04-21				
27-04-21				
27-04-21				
27-04-21				
27-04-22				
27-04-22				
27-04-22				
27-04-22				
27-04-22				
27-04-22				
27-04-22				
27-04-22				
27-04-22				

27-04-22	*7,595ヨリバンフアント
27-04-24	
27-04-27	振替
27-04-27	
27-04-27	
27-04-27	
27-04-27	
27-04-27	
27-04-27	
27-04-27	
27-04-27	
27-04-28	
27-04-30	
27-04-30	
27-05-06	

21700017

表記欄にマイナス「-」表示がある場合はお借入残高を表します。  
他店券でのご入金およびお振込は振替欄に表示し、そのお支払可能日は当該記録行に表示いたします。  
お支払可能時期は他店券の種類によつて異なります。詳細については窓口にお問い合わせください。

差引残高の金額欄にマイナス「-」表示がある場合はお借入残高を表します。

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：資料購入費)

職 氏 名	三重県議会議員 藤田 宜三
支 払 年 月 日	平成27年4月27日
金 額	6,007円
支 払 先	朝日新聞 伊勢新聞
支 出 内 容	朝日新聞、伊勢新聞代
備 考	

21700018

お客様番号 0070672547

あなた アラタ 玲子 サ

支動			支動		
定期	定金	税金	定期	定期	年金
ガス	水道	NHK	電気	保険料	預貯金
日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日

自動受取		
預金	定期預金	年金
カード	カード	年金
コン	コン	年金
クレジット	クレジット	年金
日	日	日

預り、年金、配当金などの自動受取や公共料金の自動支払を  
ご利用の際は、こちらの金融機関番号、店舗番号をご指定ください。

金融機関番号・店舗番号	口座番号	課税区分	マルチ履歴額	変更	口頭	眼	度額
66655-006	66655-006	分	千円	年	月	日	千円

通帳発行日 25年12月24日  
通帳発行回数 3回

通帳・キャッシュカードを紛失した場合は、下記連絡先まで  
ご連絡ください。  
● 平日 8:30~17:00  
● お取引の JA 愛知  
● 上記以外  
TEL 059-231-2523.



お取引店 鈴鹿農業協同組合  
久間田支店 電話番号 059-374-0006  
通帳発行店 久間田支店

印紙税法第5条の  
適用により非課税

21700019

2

◆ 自動機をご利用の場合  
矢印の方向にお入れください

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差額	引戻高
26-07-28					
26-08-11					
26-08-27					
26-08-29					
26-09-10					
26-09-26					
26-09-29					
26-10-14					
26-10-27					
26-11-27					
26-12-29					
27-01-14					
27-01-27					
27-02-09					
27-02-27					
27-03-25					
27-03-27					
27-04-14					
27-04-27	口座振替		*6,007DF.アセシソワシナ		
27-05-20					
27-05-27	口座振替		*6,007DF.アセシソワシナ		
27-06-22					

他店券でのご入金および振替は摘要欄に表示し、そのお支払可能日は当該記帳行に表示いたします。  
お支払可能時刻は他店券の種類によって異なります。詳細については窓口にお問い合わせください。

差引戻高の金額算出部にマーカス「-」表示がある場合は  
お支戻入戻高を表します。

21700020

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：事務所費)

職 氏 名	三重県議会議員 藤田 宜三
支 払 年 月 日	平成27年4月27日
金 額	47,250円(94,500×按分率1／2)
支 払 先	飯田商事
支 出 内 容	事務所賃借料
備 考	自治会費500円を除外し、施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

21700021

お客様番号 0070672547  
あなたまえ ブラッタヨシミ サマ

支		動		拠		支	
自	動	税金	水道料	ガス料	電気料	電話料	代金
*	*	*	*	*	*	*	*
*	*	*	*	*	*	*	*
*	*	*	*	*	*	*	*
*	*	*	*	*	*	*	*
*	*	*	*	*	*	*	*
*	*	*	*	*	*	*	*

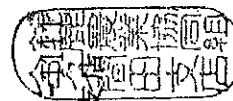
支	動	拠	支	動	取
自	動	税金	水道料	ガス料	電気料
*	*	*	*	*	*
*	*	*	*	*	*
*	*	*	*	*	*
*	*	*	*	*	*
*	*	*	*	*	*
*	*	*	*	*	*
*	*	*	*	*	*

金融機関番号・店舗番号	貯金種類	課税区分	マル便限度額	変更日	限度額
口座番号	口座番号	分離	千円	年月日	千円
6665-100	6665-100	6665-100	6665-100	6665-100	6665-100

お預け金、年金などとの自動受取や公共料金の自動支払を  
ご利用の方は、こちらの金融機関番号・店舗番号、書類番号  
を指定ください。

通帳発行日 27年 4月 21日  
通帳発行回数 6回

お取引店 鈴鹿農業協同組合  
本店



電話番号 059-384-9111  
通帳発行店 久間田支店

印紙税法第53条の  
適用により非課税

通帳・キャッシュカードを紛失  
した場合は、下記連絡先まで  
お問い合わせください。  
平日8:30～17:00  
お取引のJA窓口  
TEL 059-231-2523

1.

自動機をご利用の場合  
矢印の方向にお入れください

二

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

年 月 日 摄 要 支 払 金 额

自動機でのご入金およびお振込は摘要欄に表示し、そのお支払可能日は当該記帳行に表示いたします。  
他店券でのご入金およびお振込は摘要欄に表示し、そのお支払可能日は当該記帳行に表示いたします。  
お支払可能時刻は他店券の種類によつて異なります。詳細については窓口にお問い合わせください。

差引残高の金額頭尾にマイナス「-」表示がある場合  
はお借入残高を表します。

21700023

# 賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下甲といふ) と賃借人 藤田 宜三 (以下乙といふ) とは、甲の所有にかかる第一条記載の賃貸借室につき、次の契約を締結した。

第 1 条 甲は乙に対し、下記の賃貸借室を賃貸し、乙はこれを賃借する。

所在地 鈴鹿市西条6丁目105

構 造 鉄骨造3階建

床面積 1 階 1D 号室 12.5坪

第 2 条 使用目的

乙は賃貸借室を店舗の目的にのみ使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

第 3 条 賃貸借の期間

イ、賃貸借の期間は、平成19年9月1日より平成22年8月31日までの3年間とする。

ロ、期間満了と同時に本契約を終了させようとするときは、甲においては六ヶ月前、乙においては三ヶ月前までに相手方に対してその旨書面によって通知しなければならない。

ハ、期間満了の三ヶ月前までに甲または乙が相手方に対して何等意思表示しないときは、同一条件でさらくに3年間契約を更新するものとする。その後の満了期間についても同様とする。

第 4 条 期間内の解約

賃貸借期間中に本契約を解約しようとするときは、甲においては六ヶ月前、乙においては三ヶ月前までに相手方に対し書面によってその予告をしなければならない。

第 5 条 費 料

イ、賃料は月額金 80,000円+消費税也 として、乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する下記口座へ振り込むものとする。(振込手数料は乙の負担) なお指定期日に遅れた場合は、遅延損害金

(年14.6%)を付してすみやかに支払うものとする。

銀行名 百五銀行 平田町前支店

口座名 普通

口座番号 56755

名義人 有限会社 飯田商事

口、物価の変動、土地建物に対する公租公課その他経費の増加、近隣の土地建物賃料の変動、その他経済情勢の変動に基づく事情によつて、当該賃料が不適当と認められると至った時は、甲は契約期間中であつても賃料の増額の請求をすることができるものとし、乙はあらかじめ、これを承諾するものとする。

#### 第 6 条 費用の負担

イ、乙は共益費月額金10,000円+消費税、自治会費500円を甲に支払うものとする。

ロ、前条の賃料にかかる規定は、共益費においても準用されるものとする。

ハ、乙の賃貸借室使用に関連して生ずる賃貸借室内の冷暖房および電気、ガス、水道料等の費用並びに消火器維持費等は一切乙の負担とし、甲が立替えるものは、甲の請求によって直ちに支払うものとする。

#### 第 7 条 禁止事項

乙は次の行為をしてはならない。

イ、乙は、賃貸借権を譲渡しまたは担保に供すること。

ロ、賃貸借室の全部または一部を第三者に転貸し、若しくは使用させる等またはそれと同様の事態を生じさせること。

ハ、賃貸借室内に第三者を同居させ又は乙以外の在室名義を表示すること。

ニ、他の賃借人に迷惑となる行為、その他賃貸借室を含む建物に損害を及ぼすような一切の行為。

#### 第 8 条 駐車場

イ、乙は、指定された駐車場を3台使用することとする。

ハ、駐車場内の車両の管理及び第三者の無断駐車の排除は乙の責任においてこれを行い、事故、盗難、物損、除雪、落書き等に関して甲は一切責任を負わないものとする。

## 第 9 条 修 理

- イ. 貸賃借室の壁、天井、床等に関する修繕(塗装替えを含む)及び設備機器(蛍光灯、冷暖房等)は原則として乙の負担とする。
- ロ. 前項の修理箇所を発見した時は、乙は遠やかに甲に通知する義務を負いかつ自己負担の修繕と言えども、必ず甲と協議の上実施するものとする。

## 第 10 条 原状変更

- イ. 乙が造作、設備の新設、除去、変更、その他貸賃借室においてすべて原状を変更しようとするときは、予め甲の書面による承諾を得なければ着手できないものとし、これに要する費用は、一切乙の負担とする。
- ロ. 前項の工事を実行する場合は、その内容、方法につき甲と密に連絡を行い、その都度甲の承諾を得なければならない。

## 第 11 条 損害の賠償

乙又はその代理人、使用人、請負人、その他関係者の故意又は過失に因って甲若しくは第三者に損害を与えた場合は、乙は一切これを賠償しなければならない。

## 第 12 条 免 責

- イ. 地震、火災、水害等の災害、また甲が、甲及び建物所有者としてその維持管理上、通常支払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気、ガス、水道および冷暖房、階段その他建物の設備に起因若しくは関連し、又は盜難若しくは示威運動、労働争議等により乙に損害が生じた場合、いずれも甲はその責任を負わない。
- ロ. 乙が他の賃借人と関連して被った損害に対しては、事態の如何にかかわらず甲はその責任を負わない。
- ハ. 甲が行う建物の修理、又は改造等の工事により生ずるサービスの不足及び共用部分又は貸賃借室の一部の使用禁止若しくは使用上の制約に関しては、甲はその責任を負わない。

## 立入点検

甲又はその代理人は、建物の保全衛生、防犯、防火救護その他建物

の管理上必要ある時は、予め乙に通知した上で賃貸借室に立入り、これを点検し適宜の措置を講ずる事ができる。但し非常の場合甲が予めこの旨を、乙に通知する事ができない時は、事後遠やかに乙に報告するものとする。

ロ、前項の場合乙は甲の措置に協力しなければならない。

#### 第 14 条 善管注意義務

乙は、賃貸借室及び共用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

#### 第 15 条 入居契約金

イ、乙は甲に対して賃貸借契約に関する入居契約金として、下記金額を本契約締結と同時に次の通り差し入れるものとする。

敷 金 金 240,000円也

礼 金 金 168,000円也

ロ、甲は、契約期間満了により契約が終了してから賃貸物件の返還を受けた時は、遅滞なく前項の敷金 240,000円也を乙に返還しなければならない。但し、敷金には利息はつけないものとする。  
又、乙が負担すべき債務、或いは賃料の滞納があるときは敷金より差引きがれても異議を申さない。

ハ、乙に遅滞賃料、損害賠償その他の本契約に基づく債務の不履行がある時は、甲は併等の催告なしに敷金をこれに充当できるものとし、この場合乙は、充当の通知を受けた日から五日以内に、敷金の不足額を補充しなければならない。

但し、乙は本賃貸借契約期間中は、敷金をもって賃料その他の債務との相殺を主張することはできない。

二、乙は敷金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保の用に共してはならない。

#### 第 16 条 契約の消滅

天災、地変その他不可抗力により建物の全部又は一部が消失、若しくは破損して賃貸借室の使用が不可能となった場合、本契約は当然終了するものとする。

## 第 17 条 契約の解除

乙に次の各号のいずれかに該当する事があった時は、甲は何等催告なしに本契約を解除することができるものとする。

- イ. 賃料その他の債務を一ヶ月以上怠ったとき。
- ロ. 第7条の規定に違反したとき。
- ハ. 賃貸借室を第2条の目的以外に使用したとき。
- 二. 他の賃借人の占有使用に著しい妨害を与えたとき。
- ホ. 賃貸借室を甲の承諾なしに一ヶ月以上使用しないとき。
- ヘ. 仮差押え、仮処分、強制執行、破産、民事再生手続、会社整理、会社更正解散若しくは、死亡、禁治産の宣告があったとき。
- ト. 著しく信用を失墜する事実があったとき。

## 第 18 条 物件の明渡し

- イ. 本契約終了と同時に乙は賃貸借室に乙において設置した造作設備及び乙所有の物件を解約後直ちに自己の費用をもって撤去し、乙の希望により甲が設置した甲所有の物件についても甲の要求があるときは、自己の費用をもってこれを取外し甲に引き渡すと共に、賃貸借室およびその付属設備造作の破損箇所を自己の費用をもって修理し、賃貸借室を原状に復してこれを甲に引き渡すものとする。
- ロ. 本契約が終了し、乙が賃貸借室を明渡さない時は、乙は本契約終了の翌日から明渡し完了に至るまでの賃料合計額の倍額の損害金及び、諸費用相当額を甲に支払い、かつ明渡し遅延により甲が損害を被つた時は、その損害を賠償しなければならない。
- ハ. 本契約が終了し、乙が賃貸借室を明渡した後に賃貸借室内に残置した物件がある時は、甲は任意にこれを処分する事ができる。

## 第 19 条 造作、買取、請求権等

乙は賃貸借室の明渡しに際しその事由、名目の如何にかかわらず賃貸借室諸造作及び設備について支出した必要費有益費の償還請求又は移転料、立退き料、補償金等名目の如何を問わず一切の金銭的請求はしない事はもちろん、賃貸借室内に自己の費用をもって設置した諸造作設備等の買取を甲に請求することはできない。

第 20 条 違常保証人  
保証人は本契約に基づき、乙の負担する一切の債務履行に関し、乙と違常してその責に任ずるものとする。

第 21 条 管轄裁判所  
本契約から生ずる権利義務について争いが生じたときは、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意した。

第 22 条 本契約に定めのない事項並びに契約事項の解釈に疑義を生じたときは、甲、乙、立会人ともに誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

第 23 条 特約事項  
イ. 乙並びに保証人は甲の要求に応じ、乙の負担において金銭債務不履行のときは直ちに強制執行を受けても異議ない旨の認諾条項を付して契約の趣旨に従い公正証書を作成することを承諾します。  
ロ. この契約以外の事項については、民法慣習に従い善処すること。

以上の通り契約が成立したので、本契約書二通を作成し、甲乙各自署名押印の上各一通を保有すること。

年 月 日

賃貸人(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] [REDACTED]

賃借人(乙) 住所 三重県鈴鹿市施川町21793

氏名 飯田 由 [REDACTED] [REDACTED]

仲介人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

仲介人 住所 三重県鈴鹿市飯野志家町296-1

氏名 有限会社 飯田商店 [REDACTED] [REDACTED]

管理会社 住所 三重県鈴鹿市飯野志家町296-1

氏名 有限会社 飯田商店 [REDACTED] [REDACTED]

取引主任者 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] [REDACTED]

21700030

# 支 出 計 算 書

(区分：議員分) (経費区分：人件費)

職 氏 名	三重県議会議員 藤田 宜三
支 払 年 月 日	平成27年4月30日
金 領	40,000円(80,000×按分率1／2)
支 払 先	[REDACTED]
支 出 内 容	給与
備 考	施行規程第7条ただし書きにより、按分率を1／2として計算した額を計上。

## 領 収 証

No. \_\_\_\_\_

27年4月30日

藤田宜三様

¥ 80,000

但

上記正に領收回りました

内 訳	[REDACTED]
現 金	[REDACTED]
小 切 手	/
手 形	/
消費税額 ( % )	[REDACTED]



21700031

(参考様式第4)

## 雇用契約書

氏名	[REDACTED]
生年月日	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]
電話番号	[REDACTED]
緊急連絡先	[REDACTED]

下記条件にて契約と致します。

雇用期間	平成24年1月1日から	
就業場所	鈴鹿市西条105	
職務内容	調査研究 事務一般	
就業時間	9:00～15:00	
休日	原則 土曜日 日曜日	
給与(賃金)	月給 80,000円(時給	円)
給与支払	末日締切	15日支払

\* 契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する

平成24年1月1日

雇用者 氏名 藤田 宜三 

被雇用者 氏名 [REDACTED]

21700032